



**ショー
ヨリガン**

私が見た北秋田

Kitaakita from My Eyes NO.57

皆既月食で月見

北秋田市民の皆さん、こんばんは。

今回のテーマは、5月26日の夜に見られた皆既月食にしてみました。ちょっと長めに続いた雨の晴れ間、その日だけが晴れた……ということが記憶に残っています。19分間の出来事でしたが、家族全員で外に出て楽しむことができました。

(月見団子は用意しませんでした…！)

皆既月食は、だいたい年に一度のペースで起こりますが、今回は月食と同時に、月が地球に最も近い位置にいて、一番大きく見えるとのことでした。この2つの条件が揃うのは24年ぶり、今回を逃したら、次の機会まで12年間も待つことになると思います、晴天を祈っていました。

天文学に興味がない方にとっては、今回の内容がつまらないかもしれませんが、鷹巣の夜が暗く、星空などを見るのに最適で、たまらないのです。その勢いで、写真で月が赤く見える月食を記録に残そうと思い撮影しましたが、満月（右上）が映っていることがわかりますか…？

きれいに映っていませんが、少なくとも、写真は19分後に消えることはありませんね。



北秋田市
地域おこし
協力隊

**魅力
発掘**

きたあきたの
vol.40



**祖母の故郷で
『猟師』になる！**

初めまして。

昨年の9月1日に、地域おこし協力隊に着任した貝田真紀です。狩猟に興味があったことから、マタギで有名な北秋田市の地域おこし協力隊に応募しました。

北秋田の夏から始まり、秋・冬・春を過ごし、こんなにもハッキリと季節の移り変わりを感じられるのは北秋田の最大の魅力であり誇りです。

私自身は福島県出身ですが、祖母が北秋田市の合川出身で、旧姓は「松橋」になります。曾祖父の松橋長太郎は「松長」という会社を合川で経営していたそうです。祖母が秋田市で結婚したので、合川周辺の親戚とは疎遠になってしまいましたが、地域おこし協力隊に就任してからは、こちらの親戚との交流の機会が増えました。親族の話を通じて、地域の歴史を学んでいる最中です。

着任してから約10カ月が経過し、協力隊としての活動の幅もだいぶ広がってきました。第一種狩猟免許を取得し、森吉猟友会に入会して春熊猟にも同行させてもらいました。また、秋田県内の他地域の協力隊と連携して、ABS秋田放送で「協力隊のチカララジオ」というラジオ番組を始めました。

番組の目的は、地域おこし協力隊の活動内容とそれぞれの個性を地域の皆さんに知ってもらい、協力隊と地域との関係性を深めていくことです。番組が存続する限り運営スタッフとして関わっていきたいと思います。毎週木曜日の午前11時35分から45分に、ABS秋田放送で放送しています。

ぜひ聴いてください！



▲ABS秋田放送での収録の様子(中央)

市長ダイアリー

◇ 5月16日～6月15日

17日(月)▽北秋田市監査委員選任書交付式(本庁舎)

18日(火)▽北秋田市七日市財産区管理委員選任書交付式(本庁舎)▽北秋田市商工会通常総会(コムコム)▽北秋田職業訓練協会第52回通常総会(第二庁舎)

19日(水)▽秋田県森と水の協会令和3年度第1回理事会(イヤタカ)

21日(金)▽秋田県人権擁護委員連合会定時総会(プラザ杉の子)

26日(水)▽大館能代空港ターミナルビル株式会社第108回取締役会(大館能代空港ターミナルビル)

27日(木)▽第1回北秋田市総合教育会議(コムコム)▽第1回北秋田市民病院運営連絡協議会(北秋田市民病院)

28日(金)▽秋田内陸縦貫鉄道株式会社第1回取締役会(阿仁庁舎)

31日(月)▽市議会全員協議会(本庁舎)

1日(火)▽新型コロナウイルス感染症対策会議(本庁舎)

2日(水)▽第1回生涯学習奨励員協議会(コムコム)

4日(金)▽秋田フィナンランド協会理事会・総会(コムコム)

7日(月)▽定例記者会見(本庁舎)

8日(火)▽重要水防箇所合同巡視(市内)▽中嶋信咲氏青少年育成功労者表彰受賞報告(本庁舎)

10日(木)▽臨時記者会見(本庁舎)

**環境
コラム
第45回**

容器包装リサイクル法

プラスチック製品は資源ごみにならないの？

家庭から一般廃棄物として排出されるごみの重量の約2/3割、容積で約6割は、容器包装廃棄物となっています。

「容器包装リサイクル法」は、容器包装廃棄物の削減に取り組むため、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集を行い、事業者は再商品化(リサイクル)するという役割分担を決め、3者が一体となって取り組むことを義務づけています。

同法の対象は、容器(商品を入れるもの)、包装(商品を含むもの)のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要となるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としています。

下記のプラマークが付いているものは「容器包装プラスチック」として、事業者(製造者、販売者)がリサイクルの費用負担をたうえでリサイクルされているため「資源ごみ」として出すことができますが、それ以外のプラスチック製品については、事業者のリサイクル費用の負担が法律上定められていないため、現在ではリサイクルされずに「燃やせるごみ」として処理されています。

※身の回りにある「容器包装プラスチック」は、例えばお菓子やパン、調味料等のフィルム袋や卵パック、レジ袋、弁当や惣菜の容器、シャンプーのボトルやキャップなどがあります。また、回収した容器包装プラスチックは、再生樹脂やパレットなどのプラスチック製品やガス化、油化といった燃料、鉄をつくるための還元剤などに利用されています。

